

寺之内幼稚園 運営規程

(施設の名称等)

第1条 学校法人ほとけの子学園が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寺之内幼稚園
- (2) 所在地 京都市上京区寺之内通新町西入妙顕寺前町 515 番地 2

(施設の目的及び運営方針)

第2条 寺之内幼稚園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長することを目的とする。

- 2 当園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい幼児教育の環境を創造するよう努めるものとする。
- 3 当園は、幼稚園教育要領の示すところに従い、幼児教育を適切に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達に資する指導計画を作成するものとする。
- 4 当園は、教育基本法、学校教育法、子ども・子育て支援法及び「京都市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年11月11日京都市条例第22号）」その他の関係法令並びに関係条例を遵守し、運営するものとする。

(利用定員)

第3条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係る当園の利用定員は、60人とする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、幼稚園教育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。） 当園が定めるカリキュラムに基づき、幼児教育を提供する。
- (2) 預かり保育

やむを得ない理由により、第8条に規定する教育提供時間後に保育を希望する場合に、開所時間（9時～18時）の範囲内において預かり保育を提供する。

(3) 送迎

通園バスによる送迎を行う（ただし、送迎の対象地域は第10条に規定する範囲内とする）。

(4) 食事の提供

月曜日、木曜日の週2回、昼食を提供する。（火曜日・金曜日は弁当持参、
水曜日は午前保育）

(5) その他教育・保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 幼児教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 教頭 1名（常勤専従）

園長及び副園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の保育をつかさどる。

(3) 主幹指導教諭 1名（常勤専従）

園長（副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(4) 教諭 4名以上（常勤換算後）

当該幼稚園の教育を担当する。

（学年及び学期）

第6条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1期 4月1日から8月31日まで

第2期 9月1日から12月31日まで

第3期 1月1日から3月31日まで

（特定教育・保育を行う日）

第7条 教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 休園日は次のとおりとする。

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

- (3) 学年始休園日 4月1日から4月9日まで
- (4) 夏季休園日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休園日 12月24日から1月9日まで
- (6) 学年末休園日 3月20日から3月31日まで
- (7) 創立記念日 10月1日

(特定教育・保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、月・火・木・金曜日は9時から14時までとし、水曜日は9時から11時30分までとする。

2 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 当園の教育・保育給付認定保護者は、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担金（保育料）は無償とする。

2 当園は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により教育・保育を提供し、法定代理受領を受けないときは、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（「京都市子ども・子育て支援法施行条例」第8条において引用する「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣省令第39号）第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、その他、教育・保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、**別表**に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(通園バスの送迎対象地域)

第10条 当園における通園バスの送迎対象地域は、市内上京区・北区・左京区とする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当園は、給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用申込があった1号認定子どもの数及び現に当園を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第3条に規定する利用定員の総数を上回る場合

- (2) 当園の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - (3) 利用申込者の居住地が前条に規定する通園バスの送迎対象地域外であり、かつ当該利用申込者による送迎が困難である場合
 - (5) その他児童の受入れに当り自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により給付認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、利用者からの必要書類と面接により、園の理念及び基本方針に基づく公正な方法により入園児童の選考を行う。
- 3 当園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った給付認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 法第24条第1項第2号又は第3号の規定により給付認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第13条 当園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、京都市、給付認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。